

事業者排出量削減計画書

		<input checked="" type="checkbox"/> 新規 <input type="checkbox"/> 変更					
（宛先） 京都府知事		平成 23 年 9 月 30 日					
住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地） 京都府綾部市下八田町27番地の1		氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名） 株式会社 関西丸和ロジスティクス 代表取締役 田中 文和 電話 0773 - 43 - 1000					
主たる業種	一般貨物運送取扱事業	細分類番号	4 4 1 1				
事業者の区分	第2条第1項第1号 京都府地球温暖化対策条例施行規則 第2条第1項第2号又は第3号 第2条第1項第4号						
計画期間	平成 23 年 4 月から平成 26 年 3 月まで						
基本方針	①輸送安全管理の推進により、「輸送の安全確保」と無事故促進に向けた「負荷のかからない運転（エコ運転）」を心がける ②全社員に対して年度内計2回の事故防止研修会の実施 ③グループ会社と協力した「省エネルギー」の使用合理化をすすめる						
計画を推進するための体制	①取締役管理本部長を安全統括管理者とした「輸送安全管理委員会」を中心に推進活動を行う。						
温室効果ガスの排出の実績及び削減の目標	温室効果ガスの排出の量	基準年度 (20~22) 年度	第1年度 (23) 年度	第2年度 (24) 年度	第3年度 (25) 年度	増減率	
	事業活動に伴う排出の量	8,598.4 トン	8,357.8 トン	8,102.6 トン	8,365.2 トン	-3.8 パーセント	
	評価の対象となる排出の量	8,139.0 トン	8,357.8 トン	8,102.6 トン	8,365.2 トン	1.7 パーセント	
目標の根拠		車両が今後も増大する為、全体の排出量は見込めないかもしれないが、1台あたりの排出量を削減・維持できるようにします。また、省エネ車両への移行も進めていきます。					
原単位当たりの温室効果ガス排出量等	事業の用に供する建築物の用途	原単位の指標	基準年度 (22) 年度	第1年度 (23) 年度	第2年度 (24) 年度	第3年度 (25) 年度	増減率
	輸送車両	事業活動に伴う排出の量 (総走行距離)	3.75	3.88	3.65	3.40	-1.80 パーセント
		事業活動に伴う排出の量 ()					パーセント
原単位の指標及び目標の根拠		輸送車両の総走行距離を原単位指標としました。排出量同様に車両台数に変動があるため、1台あたりの排出量を平準化とエコ車導入に努めます。					
重点的に実施する取組の実施計画		基準年度 (22) 年度	第1年度 (23) 年度	第2年度 (24) 年度	第3年度 (25) 年度	備考	
		0.0 パーセント	50.0 パーセント	92.0 パーセント	100.0 パーセント		
具体的な取組及び措置の内容	(23) 年度	社内事務所等の消費電力の削減に向けた調査と対策実施					
	(24) 年度	車両に関わる排出量削減に向けた重点課題の実施					
	(25) 年度	各設備等の標準管理を徹底					
通勤における自己の自動車等を使用することを控えさせるために実施しようとする措置	措置の内容	公共交通機関のみでは事業所に出勤できにくい環境なので、なるべく自家用出勤車を減らし、乗り合わせ等で出勤してもらう日を作りたいと思います。					
	上記の措置を採用する理由	今後皆ができるエコ活動としては、使用する車を減らすことではないかと考え、事業所の立地環境も考慮した中で、上記措置を考えてみました。					
森林の保全及び整備、再生可能エネルギーの利用その他の地球温暖化対策により削減する量	区分	第1年度 (23) 年度	第2年度 (24) 年度	第3年度 (25) 年度	備考		
	森林の保全及び整備によるもの	トン	トン	トン			
	府内産の木材の利用によるもの	トン	トン	トン			
	再生可能エネルギーを利用した電力又は熱の供給によるもの	トン	トン	トン			
	グリーン電力証書等の購入によるもの	トン	トン	トン			
	温室効果ガス排出量の削減効果分又は温室効果ガスの吸収効果分の購入によるもの	トン	トン	トン			
合計		0.0 トン	0.0 トン	0.0 トン			
地球温暖化対策に資する社会貢献活動	全車両へ「エコドライブ運転」の推進を行い、排出量削減と事故撲滅に努めていく						
特記事項							

注 1 該当する口には、レ印を記入してください。特定事業者以外で自主参加される事業者の方は、レ印の記入は不要です。
 2 「細分類番号」とは、統計法第2条第9項に規定する統計基準である日本標準産業分類の細分類番号をいいます。
 3 「基準年度」とは、計画期間の前年度又は計画期間の前の三年度の事業活動に伴う排出の量又は原単位の数値の平均をいいます。
 4 「増減率」とは、基準年度と比較した計画期間の平均の増加又は減少の割合をいいます。